

副市長の選任につき同意を求めることについて

次の者を副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

1 住 所 [REDACTED]

2 氏 名 徳 江 卓

3 生年月日 [REDACTED]

令和8年6月10日提出

三浦市長 出口 嘉 一

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月10日提出

三浦市長 出口 嘉 一

専 決 処 分 書

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の施行に伴う三浦市市税条例（昭和49年三浦市条例第6号）の一部改正につき、急施を要するので地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

三浦市市税条例の一部を改正する条例

令和8年3月31日

三浦市長 出口 嘉 一

三浦市市税条例の一部を改正する条例

三浦市市税条例（昭和49年三浦市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条中「の種別割」を削る。

第26条の2及び第26条の3を削る。

第27条から第30条までの規定（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第4条の5第1項中「法」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和8年旧法」という。）」に改め、同条第2項から第13項までの規定中「法」を「令和8年旧法」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同条第15項中「法」を「令和8年旧法」に改める。

附則第8条の2から第8条の5までを削る。

附則第9条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の三浦市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

3 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月10日提出

三浦市長 出口 嘉 一

専 決 処 分 書

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）の施行に伴う三浦市国民健康保険税条例（昭和30年三浦市条例第50号）の一部改正につき、急施を要するので地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

三浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和8年3月31日

三浦市長 出口 嘉 一

三浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三浦市国民健康保険税条例（昭和30年三浦市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第25条第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

三浦市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

三浦市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成5年三浦市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1し尿の項中「300円」を「450円」に、「6円」を「7円」に改め、同表浄化槽内に生じた汚泥（以下「浄化槽汚泥」という。）の項中「32円」を「42円」に改め、同表動物の死体の項中「1,000円」を「1,500円」に改め、同表し尿、浄化槽汚泥及び動物の死体以外の一般廃棄物の項中「40円」を「60円」に、「100円」を「150円」に、「160円」を「240円」に、「20円」を「30円」に、「500円」を「800円」に、「2,500円」を「4,000円」に、

「

4 市が臨時に収集し、運搬し、及び処分するとき。	収集運搬車両1台につき 15,000円
5 一般家庭から臨時に排出される1回1車両当たりの搬入量が規則で定める量を超えるもの又は事業者から排出されるものを市長が指定する処理施設等へ搬入するとき。	1キログラムにつき 15円

を

」

「

4 一般家庭から臨時に排出される1回1車両当たりの搬入量が規則で定める量を超えるものを市長が指定する処理施設等に直接搬入するとき又は事業者から排出されるものを市長が指定する処理施設等へ搬入するとき。	1キログラムにつき 20円
---	---------------

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われる一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。ただし、改正後の粗大ごみの処理に係る手数料については、この条例の施行の日以後に申込みのあった粗大ごみの処理に係る手数料について適用し、同日前に申込みのあった粗大ごみの処理に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に交付されているゴミ袋及びゴミシールは、なお従前の例により使用することができる。

令和 8 年 6 月 10 日 提出

三浦市長 出 口 嘉 一

令和8年度三浦市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度の三浦市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146,427千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,443,254千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年6月10日提出

三浦市長 出口 嘉 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 使用料及び手数料		184,723	12,921	197,644
	2 手数料	107,136	12,921	120,057
14 国庫支出金		3,157,022	47,832	3,204,854
	1 国庫負担金	2,468,309	36,515	2,504,824
	2 国庫補助金	674,068	11,317	685,385
15 県支出金		1,235,238	200	1,235,438
	2 県補助金	298,378	200	298,578
17 寄附金		931,410	500	931,910
	1 寄附金	931,410	500	931,910
18 繰入金		1,238,040	60,774	1,298,814
	1 基金繰入金	1,238,040	60,774	1,298,814
20 諸収入		245,384	23,800	269,184
	5 雑入	154,256	23,800	178,056
21 市債		2,664,500	400	2,664,900
	1 市債	2,664,500	400	2,664,900
歳入合計		22,296,827	146,427	22,443,254

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,785,320	38,535	5,823,855
	1 総務管理費	5,304,794	31,973	5,336,767
	3 戸籍住民基本台帳費	145,905	6,562	152,467
3 民生費		7,131,645	60,518	7,192,163
	2 児童福祉費	1,612,923	2,075	1,614,998
	3 生活保護費	1,379,956	58,443	1,438,399
4 衛生費		2,408,995	1,782	2,410,777
	2 清掃費	1,363,216	1,782	1,364,998
6 商工費		733,964	2,000	735,964
	1 商工費	733,964	2,000	735,964
7 土木費		1,504,874	42,225	1,547,099
	2 道路橋りょう費	470,494	1,172	471,666

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 都市計画費	734,480	41,053	775,533
8 消防費		990,939	417	991,356
	1 消防費	990,939	417	991,356
9 教育費		1,307,666	950	1,308,616
	1 教育総務費	241,291	450	241,741
	2 小学校費	293,165	250	293,415
	3 中学校費	143,824	250	144,074
歳出	合計	22,296,827	146,427	22,443,254

第 2 表 繰越明許費補正

(変更)

(単位：千円)

事業名	補正前額	補正後額
常備消防委託等事業	14,511	14,928

第 3 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前額	補正後額
常備消防委託等事業費	17,300	17,700

令和8年度三浦市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和8年度三浦市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度三浦市公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
		収	入	
第1款	公共下水道 事業収益	696,776千円	9,779千円	706,555千円
第1項	営業収益	85,385千円	9,779千円	95,164千円
		支	出	
第1款	公共下水道 事業費用	694,948千円	9,779千円	704,727千円
第1項	営業費用	625,794千円	9,779千円	635,573千円

令和8年6月10日提出

三浦市長 出口 嘉 一

財産の取得について

三崎学校給食共同調理場蒸気式消毒保管機を次のとおり取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三浦市条例第4号）第3条の規定により議会の議決を求める。

1 取得価格

22,000,000円

2 取得先

横浜市港北区新吉田東三丁目31番10号

株式会社アイホー横浜営業所

3 納入期限

令和8年8月31日

令和8年6月10日提出

三浦市長 出口 嘉 一

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
 - 2 氏 名 高 梨 弘
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者
- 令和8年6月23日提出

三浦市長 出口 嘉 一

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
 - 2 氏 名 吉 田 宗 雄
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者
- 令和8年6月23日提出

三浦市長 出口 嘉 一

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
 - 2 氏 名 鈴木 貴 信
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 その他 法第8条第5項に該当する者
- 令和8年6月23日提出

三浦市長 出口 嘉 一

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
 - 2 氏 名 君 島 文 夫
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者
- 令和8年6月23日提出

三浦市長 出口 嘉 一

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 長谷川 善 美
- 3 生年月日 [REDACTED]
- 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者

令和8年6月23日提出

三浦市長 出口 嘉 一

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

1 住 所 [REDACTED]

2 氏 名 加 藤 浩 幸

3 生年月日 [REDACTED]

4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者

令和8年6月23日提出

三浦市長 出口 嘉 一

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
 - 2 氏 名 葉 山 勉
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者
- 令和8年6月23日提出

三浦市長 出口 嘉 一

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
 - 2 氏 名 飯 島 勝 利
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者
- 令和8年6月23日提出

三浦市長 出口 嘉 一

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
 - 2 氏 名 進 藤 良 徳
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者
- 令和8年6月23日提出

三浦市長 出口 嘉 一

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 長 澤 竜 次
- 3 生年月日 [REDACTED]
- 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者

令和8年6月23日提出

三浦市長 出口 嘉 一

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
 - 2 氏 名 岩 野 政 儀
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者
- 令和8年6月23日提出

三浦市長 出口 嘉 一

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
 - 2 氏 名 高 梨 勝 寿
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者
- 令和8年6月23日提出

三浦市長 出口 嘉 一

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
 - 2 氏 名 藤 平 政 利
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者
- 令和8年6月23日提出

三浦市長 出口 嘉 一

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
 - 2 氏 名 高 梨 浩 二
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者
- 令和8年6月23日提出

三浦市長 出口 嘉 一

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

1 住 所 [REDACTED]

2 氏 名 三 堀 慶 介

3 生年月日 [REDACTED]

令和8年6月23日提出

三浦市長 出 口 嘉 一

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

1 住 所 [REDACTED]

2 氏 名 川 島 正 人

3 生年月日 [REDACTED]

令和8年6月23日提出

三浦市長 出 口 嘉 一

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
 - 2 氏 名 川 名 茂
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 その他 法第8条第5項に該当する者
- 令和8年6月23日提出

三浦市長 出口 嘉 一

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
 - 2 氏 名 長 澤 尚 郁
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者
- 令和8年6月23日提出

三浦市長 出口 嘉 一

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
 - 2 氏 名 神 田 真 弓
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 そ の 他 法第8条第6項に該当する者
- 令和8年6月23日提出

三浦市長 出口 嘉 一

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
 - 2 氏 名 草 間 道 治
 - 3 生年月日 [REDACTED]
 - 4 そ の 他 法第8条第5項に該当する者
- 令和8年6月23日提出

三浦市長 出口 嘉 一

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 長 島 満理子
- 3 生年月日 [REDACTED]
- 4 そ の 他 法第8条第6項に該当する者

令和8年6月23日提出

三浦市長 出口 嘉 一